令和８年１０月２９日

質問に対する回答書

入札参加者 各位

島根県知事　丸山　達也

令和８年１０月２３日付けで提出のあった質問について、下記のとおり回答します。

記

入札公告日	令和８年１０月１６日
案　件　名	国道３７５号（湯抱２工区）総合交付金（改築）工事　２号橋上部工

質　問　事　項	回　　答
○技術提案について 別添（Google マップ）に記入した赤枠の土地は民地でしょうか、官地でしょうか。 官地である場合、所有者は島根県でしょうか、美郷町でしょうか。 官地である場合、工事期間中この土地を使用することは可能でしょうか。 使用が可能である場合、この土地を使用することを前提として作成する技術提案は評価の対象となりますでしょうか。	○ご質問の土地は官地（所有者：国、管理者：美郷町）です。 この土地を使用するにあたっては、使用の用途にもよりますが、美郷町に道路占用許可申請が必要となります。使用の可否及び申請の詳細等については美郷町へ確認願います。 なお、この土地を使用することを前提として作成する技術提案は評価の対象となりません。